

春日部〇〇ビル 消防計画

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日作成

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及び〇階の〇〇株式会社の〇〇部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織及び任務等

- 1 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。
- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は以下のとおりとする。

任 務 分 担		
自 衛 消 防 隊 長	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	<ul style="list-style-type: none">・自衛消防活動に必要な指揮、命令を行う。・消防隊と密接な連携を図る。・避難状況の把握を行う。
通 報 連 絡 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	<ul style="list-style-type: none">・119番で消防機関へ通報する。・館内への非常放送を行う。・関係者への連絡を行う。
消 火 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	<ul style="list-style-type: none">・消火器等による初期消火を行う。・消火困難な場合は速やかに退避する。
避 難 誘 導 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	<ul style="list-style-type: none">・出火時における避難者の誘導を行う。・逃げ遅れた者の確認を行う。・避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日終業時	〇〇 〇〇	
別表2	〇月・〇月	〇〇 〇〇	

- ・ 不備欠陥事項の改修は、協議事項に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

第4 従業員等の守るべき事項

- 1 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。
- 4 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

第5 放火防止対策

- 1 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- 2 倉庫、書庫等は施錠する。
- 3 終業時には、必ず施錠する。
- 4 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- 5 ゴミは、指定された日の朝に集積場に出す。

第6 防火対象物及び消防用設備等の点検

- 1 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- 2 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- 3 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。
- 4 消防用設備及び防火対象物の定期点検は、建物所有者側が実施する。

設備名	消火器・誘導灯・避難器具	点検 時期	機器点検：〇月
点検実施者	〇〇防災設備 TEL：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		総合点検：〇月

第7 地震対策

- 1 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- 2 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- 3 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- 4 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 火気設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - (3) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- 5 地震時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。
 - (1) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
 - (2) 避難に当たっては、身の安全を確保した後 1階正面玄関前 へ避難させる。
 - (3) 在館者を避難所（〇〇〇〇小学校）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
 - (4) 負傷者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

第8 工事における安全対策

- 1 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- 2 防火管理者は、工事に立ち会う。
- 3 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- 4 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。
- 5 防火管理者は、危険物の使用及び貯蔵等について把握し、十分な安全対策を講じる。

第9 消防機関への連絡、報告

- 1 防火管理者の選任（解任）の届出
- 2 消防計画の変更の届出
- 3 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」
- 4 消防用設備等の総合点検の結果を春日部市消防長に 1年に1回報告する。
※用途により報告頻度が異なります。非特定用途は3年に1回
- 5 防火対象物定期点検の結果を春日部市消防長に1年に1回報告する。
※防火対象物の定期点検が該当する場合のみ
- 6 改装工事時の「工事中の消防計画」
- 7 消火、通報及び避難訓練を実施する際の事前通報（自衛消防・防災避難訓練通知書の届出）
- 8 その他
 - (1) 催物の届出
 - (2) 火を使用する設備の届出
 - (3) 消防用設備等の設置の届出

第10 統括防火管理者への報告（・無）

「全体についての消防計画」で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生した時は、直ちに報告する。

※「統括防火管理者に該当する場合のみ

第11 防火管理業務の一部委託（・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。（※該当する場合のみ）

第12 防火・防災教育

- 1 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防火・防災の手引き」を活用し、教育を行う。

従業員等	防火管理者が「防火・防災の手引き」を使用して、〇月、〇月の年2回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者が「防火・防災の手引き」を使用して、採用時又は必要の都度、防火・防災教育を行う。

- 2 その他

※全体についての消防計画に定められている建物全体で実施する防災教育に参加する。

※統括防火管理者に該当する場合のみ

第13 訓 練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 <u>※建物全体として実施される総合訓練に参加する。</u>	〇 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	〇 月 〇 月

その他

- 1 消火訓練、避難訓練は年2回以上実施し、1回は水消火器による消火訓練を実施する。
- 2 訓練を実施する場合は、事前に消防機関へ届出をする。

第14 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 〇〇 〇〇 (氏名) TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

第15 避難経路図

避難経路図（別図1）を作成し、従業員休憩室等に掲出する。

日	曜日	検査項目							
		避難経路等の物品の有無	ガス器具のホースの老化・損傷	電器器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の異常の有無	吸い殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（トイレ内の可燃物・ごみ箱等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者 確認印	
--------------	--

別表2

自主検査表（定期）

実施項目		確認箇所		確認結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避難施設	(1) 避難通路	① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。		
	(3) 避難階の避難口	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火気設備器具	(1) 厨房設備	① 可燃物品と離隔距離は適正に保たれている。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能する。 ③ 燃焼器具は周辺部に炭化しているところはない。		
	(2) ガスストーブ 石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。		
電気設備	電器器具	① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電器器具を適正に使用しているか。		
その他	危険物	① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③ 整理清掃状況は適正か。		
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 ○○	○年○月○日	火気使用設備器具 ○○	○年○月○日	
避難関係 ○○	○年○月○日	電器設備 ○○	○年○月○日	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3

防火管理業務の一部委託状況表

(年 月 日現在)

防火対象物名称	春日部ビル		再受託者の有無	
管理権原者氏名	〇〇 〇〇 (氏名)		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> 全部	
防火管理者氏名	〇〇 〇〇 (氏名)			
受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合は記入	
氏名(名称) 住所(所在地) 電話番号 担当事務所(所在地) 電話番号 〔教育担当者職・氏名〕 〔講習等種別・修了番号〕 〔教育計画〕	〇〇〇〇管理会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇管理会社 春日部営業所 春日部市〇〇-〇〇-〇 TEL 048-〇〇〇-〇〇〇〇 総務部長(役職) 〇〇 〇〇 (氏名) 防火管理者 甲種 No.〇〇〇〇〇 (修了番号) 〇月と〇月に実施する。		〇〇〇〇警備会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇警備会社 春日部支社 春日部市〇〇-〇〇-〇 TEL 048-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (氏名) 〇〇 〇〇 〇月と〇月に実施する。	
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input checked="" type="checkbox"/> その他(定期的な巡回)	<input type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	1階〇〇〇室 常時3名 全域 24時間体制
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

〔消防計画について〕

春日部OOビルの消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

- 1 **厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある場合）**
- 2 **飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容させる施設等）**
- 3 **酩酊者を優先して避難誘導してください。**

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ 〇〇（**役職名**） ）
- 2 初期消火担当者（ 〇〇（**役職名**） ）
- 3 避難誘導担当者（ 〇〇（**役職名**） ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ 〇〇 〇〇 ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ 〇〇 〇〇 ）

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

- 1 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある場合）
- 2 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容させる施設等）
- 3 酩酊者を優先して避難誘導してください。

